総　務　民　生　委　員　会　会　議　録

１．日　　時　　平成２９年５月１９日（金曜日）

　　午前１１時１０分～午前１１時２０分

２．場　　所　　委員会室

３．出席委員　　戎　屋　昭　彦　委員長　　猶　野　智　和　副委員長

　　竹　岡　昌　治　委　　員　　安　冨　法　明　委　　員

　　山　中　佳　子　委　　員　　三　好　睦　子　委　　員

　　髙　木　法　生　委　　員　　末　永　義　美　委　　員

　　荒　山　光　広　議　　長

４．欠席委員　　な　し

５．出席した事務局職員

　　綿　谷　敦　朗　議会事務局長　　大　塚　　享　議会事務局長補佐

　　篠　田　真　理　議会事務局主任

６．説明のため出席した者の職氏名

　　篠　田　洋　司　副　市　長　　石　田　淳　司　市長公室長

　　田　辺　　剛　総務部長　　大　野　義　昭　市民福祉部長

　　佐々木昭治　総務課長　　竹　内　正　夫　財政課長

　　内　藤　賢　治　地域福祉課長

７．会議の次第は次のとおりである。

午前１１時１０分開会

○委員長（戎屋昭彦君）　ただ今より、総務民生委員会を開会いたします。本会議におきまして、本委員会に付託されました議案３件につきまして、審査いたしますので御協力をよろしくお願いいたします。

議長、何かありましたら……。

○議長（荒山光広君）　特にございません。

○委員長（戎屋昭彦君）　それでは、議案第４０号美祢市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木昭治君）　失礼いたしました。

それでは、議案第４０号美祢市個人情報保護条例の一部改正について御説明申し上げます。議案書は４０－１ページでございます。また、参考資料は３２、３３ページをお開き願います。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の施行期日を定める政令が公布され、平成２９年５月３０日から施行されることに伴い、この法律を引用しています当条例において、法律との整合を図るため所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は平成２９年５月３０日から施行するものであります。

説明は以上です。

○委員長（戎屋昭彦君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君）　参考資料の３２ページなんですけれど。この中の真ん中より少し上なんですけど、情報提供等記録の云々とありますが、この上から、二、四、五番目――４番目から５番目の間なんですけれど。この必要があると認めるときは、総務……あ、済みません。６番目かな。「情報紹介者、若しくは情報提供者又は、」とありますが、この情報照会者とか情報提供者とは何を言うのでしょうか。

○委員長（戎屋昭彦君）　佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木昭治君）　三好委員の御質問にお答えいたします。

三好委員おっしゃいます情報照会者、もしくは情報提供者は、こちらマイナンバー制度における個人情報。こちらのほうをそれぞれの自治体なりが保有しておりますけども、それを情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供が、この７月

から始まるわけですけれども、そちらのほうの、それぞれの情報を持っているほうの提供する側、並びにこちらの情報提供を受ける側ということの表現でございます。

○委員長（戎屋昭彦君）　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君）　今説明もありましたように、マイナンバーに関連した条例の一部改正ということで反対いたします。

○委員長（戎屋昭彦君）　ほかに……わかりました。ちょっとあの、御意見として、はいわかりました。内容とは違いますけれど、マイナンバーとして反対ということですね。（発言する者あり）はい、わかりました。その他御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　御意見なしと認めます。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（戎屋昭彦君）　挙手多数であります。よって、議案第４０号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４１号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木昭治君）　それでは、議案第４１号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。議案書は４１－１ページでございます。また、参考資料は３４ページをごらんください。

こちらにつきましても、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の施行期日を定める政令が公布され、平成２９年５月３０日から施行されることに伴い、この法律を引用しております当条例において、法律との整合を図るため所要の改正を行うものでございます。

なお、この条例は平成２９年５月３０日から施行するものでございます。

説明は以上です。

○委員長（戎屋昭彦君）　はい、説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　はい、質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君）　これについても、マイナンバーに関連しておりまして反対いたします。あの、そもそも……あ、反対です。マイナンバーに関連した一部条例、条例の一部改正なんで反対いたします。

○委員長（戎屋昭彦君）　その他御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　御意見なしと認めます。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（戎屋昭彦君）　挙手多数であります。よって、議案第４１号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３９号平成２９年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算第１号を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、内藤地域福祉課長。

○地域福祉課長（内藤賢治君）　議案第３９号平成２９年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第１号）について御説明をいたします。お手元の資料は３９－１からとなります。

これは、平成２８年度決算見込みにおいて、歳出を２，８５０万４，０００円で見込んでいたことに対し、住宅資金償還金の未納により１４９万７，０００円の歳入見込みとなり、差し引き２，７００万７，０００円の歳入不足が見込まれることから、地方自治法施行令第１６６条の２の規定により繰上充用を行うため、平成２９年度補正予算を計上するものであります。

歳出につきましては、お手元の資料の３９－３ページとなります。前年度繰上充用金として２，７００万７，０００円を、歳入につきましては３９－２ページ、住宅資金貸付金元利収入として同額を計上しております。

以上によりまして、平成２９年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計における既定予算の歳入歳出それぞれ２，７００万７，０００円を追加し、歳入歳出予算それぞれの総

額を２，８６５万４，０００円とするものでございます。

なお、個別訪問や電話により納入指導を適宜行っているところであり、引き続き納入促進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　それでは、これより議案第３９号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第３９号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案３件につきましての審査を終了いたしました。そのほか、所管事項について何かございましたら御発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　無いようでございましたら、これにて本委員会を閉会いたします。御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れ様でございました。

午前１１時２０分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成２９年５月１９日

総務民生委員長　　戎屋昭彦